

玄海原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	本文四、五、添六 - 2 改 1
提出年月日	令和元年 11 月 1 日

玄海原子力発電所 2 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、 維持管理対象設備の 選定結果について

: 第 2 回ヒアリング提出資料からの変更箇所

令和元年 11 月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (2/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	添付書第六に記載の設備	判定	
計装	計装	核計装	核計装	核計装	核計装	2	○	×	—	—
		その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	2	○	×	—	—
		原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	2	○	×	—	—
		その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	2	○	×	—	—
		制御材	制御材	制御材	制御材	2	○	×	—	—
		制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	2	○	×	—	—
		1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	2	○	×	—	—
		加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	2	○	×	—	—
		中央制御室	中央制御室	中央制御室	中央制御室	1, 2	○	×	—	—
		ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	1, 2	○	×	—	—
気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	1, 2	○	×	—	—	
		原子炉補助蒸気発生機	原子炉補助蒸気発生機	原子炉補助蒸気発生機	2	○	×	—	—	
		ぼう風回収系	ぼう風回収系	ぼう風回収系	2	○	×	—	—	
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	2	○	×	—	—	
		廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	2	○	×	—	—	
		格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	2	○	×	—	—	
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	2	○	×	—	—	
		補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	2	○	×	—	—	
		補助建屋サンプタンク	補助建屋サンプタンク	補助建屋サンプタンク	2	○	×	—	—	
		格納容器サンプ	格納容器サンプ	格納容器サンプ	2	○	×	—	—	
液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1, 2	○	×	—	—	
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	1, 2	○	×	—	—	
		セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	1, 2	○	×	—	—	
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2	○	×	—	—	
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		複固体焼却設備	複固体焼却設備	複固体焼却設備	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		燃焼式複固体廃棄物処理設備	燃焼式複固体廃棄物処理設備	燃焼式複固体廃棄物処理設備	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		複固体溶融処理設備	複固体溶融処理設備	複固体溶融処理設備	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	
放射線防護設備	放射線防護設備	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	×	—	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	×	—	—	

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を放射線防護設備で貯蔵する期間については、所定の性能を満足するよう当該燃料貯蔵設備及び燃料貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補給冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のための空気の浄化が必要な場合並びに核燃料搬入に伴い放射性物じんへの放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	判定	判定	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器	2	○	—
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器給気ユニット	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器給気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気ファン	2	○	設置許可本文
その他原子炉の 付属施設	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備	2	○	—
		受電系統	受電系統	受電系統	受電系統	1, 2	○	設置許可本文
		ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	1, 2, 3, 4	×	—
		蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	2	○	設置許可本文
		キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		その他主要施設	発電所補助施設	原子炉補助施設	原子炉補助施設	原子炉補助施設	原子炉補助施設	2
建物及び構築物	建物及び構築物			建物及び構築物	建物及び構築物	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備
 ※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を後燃料物貯蔵設備で保管する期間にあっては、所定の性能を満足するよう当該燃料物貯蔵設備及び燃料物貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保に必要な設備(照明設備、補機冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務年率の低化を確保するための空気浄化のための空気浄化設備の維持管理すること。」に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加